

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項第一号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（案）について（概要）

1. 告示の趣旨

- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 1 項に規定する匿名医療保険等関連情報から抽出・加工され、同項の規定により提供されるデータ（以下「NDB データ」という。）について、当該データの提供を受け、利用する者（以下「NDB 利用者」という。）は、法第 17 条の 2 第 1 項の規定に基づき、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないこととされている。
- 今般、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。）を改正し、案件ごとに生じる費用項目に応じて手数料を算出できる体系に改め、また、NDB データの利用に当たって生じるクラウド利用費用を手数料の体系に取り込むこととしている。令においては、具体的な額については厚生労働大臣が定めることとしており、当該額について本告示で定めることとする。

2. 告示の概要

- ・ NDB データの提供の申出につき、162,100 円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額は、以下のとおりとする。
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「則」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定による申出を行う場合 162,100 円
 - ロ 則第 5 条の 5 第 7 項の規定による申出（以下この号において「変更申出」という。）を行う場合であってハの場合以外の場合 81,000 円／回
 - ハ 変更申出を行う場合であって軽微な変更である場合 16,200 円／回
- ・ 提供する NDB データの抽出に要する時間 1 時間までごとに 58,300 円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額は、58,300 円とする。
- ・ 提供する NDB データの抽出に要する記憶容量 1 ギガバイトまでごとに 2,700 円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額は、2,300 円とする。
- ・ 医療・介護データ解析基盤（Healthcare Intelligence Cloud。以下「HIC」という。）を利用する期間 6 か月までごとに、1 人当たり 5,355,200 円を超えない範囲内において、HIC の性能を勘案して定める区分（スペック（用途）、利用可能人数の範囲）ごとに、実費を勘案して厚生労働大臣が定める額について、1 月につき以下の単価とする。

スペック（用途）	利用可能人数の範囲	単価
松（特別抽出（※1））	1～5 人	769,400 円
松（特別抽出）	6～10 人	798,900 円

松（特別抽出）	11～15 人	828,400 円
松（特別抽出）	16～20 人	857,800 円
竹（特別抽出）	1～5 人	322,100 円
竹（特別抽出）	6～10 人	351,600 円
梅（特別抽出）	1～4 人	190,400 円
梅（探索的利用（※2））	1～4 人	106,100 円

※1 特別抽出とは、提供の申出があった匿名医療保険等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件に基づき提供された当該情報の利用をいう。

※2 探索的利用とは、サンプリング等の加工をした匿名医療保険等関連情報のうち、提供の申出があった匿名医療保険等関連情報の利用目的に基づき提供された当該情報の利用をいう。

- ・ HICの機能として以下を追加する場合において、当該機能の利用に係る実費を勘案して厚生労働大臣が定める額を加えた額について、それぞれ以下とする。
 - ① 全量参照環境機能（クラウドを活用した情報システム上で参照可能な匿名医療保険等関連情報の全てを参照する機能を有する仮想化した電子計算機を活用する機能）
 - ：NDB 利用者の所属する研究グループごとに1月につき 50,000 円
 - ② 統計解析ソフトウェア（甲、乙）
 - ：NDB 利用者1人当たり1月につき 26,500 円（甲）、5,700 円（乙）
 - ③ 環境拡張機能（仮想化した電子計算機の記憶容量を拡張する機能）
 - ：NDB 利用者が利用する記憶容量1テラバイトまでごとに1月につき 17,400 円
 - ④ NDB データ保存機能
 - ：NDB 利用者が利用する記憶容量1テラバイトまでごとに1年につき 3,800 円

3. 根拠条項

改正後の令第1条第1項第1号及び第3号から第5号まで

4. 適用期日等

告示日：令和6年10月上旬（予定）

適用期日：令和6年11月1日